

職発 0329 第 8 号

平成 23 年 3 月 29 日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の
取扱の一部改正について

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の
取扱については、平成 23 年 3 月 12 日付職発第 0312 第 1 号「平成 23 年(2011
年)東北地方太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱いについて」
及び平成 23 年 3 月 19 日付職発第 0319 第 1 号「平成 23 年(2011 年)東北地方
太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱の一部改正について」に
より対応いただいているところである。

しかしながら、地震等の被害状況が予想以上に甚大であること等に加え、
雇促進住宅（以下「住宅」という。）の提供期限を原則、平成 23 年 9 月末日
までとした取扱いについて、延長を望む声が寄せられていることから、今般、
平成 23 年 3 月 12 日付職発第 0312 第 1 号「平成 23 年(2011 年)東北地方太平
洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱いについて」を下記のとおり
一部改正するので、その取扱につき、上記趣旨をご了知の上、適切な対応を
願います。

記

記 1 (4)の「原則、平成 23 年 9 月末日までとすること」を「原則、平成 23 年
9 月末日までとする。ただし、被災者が希望すれば、6 か月ごとに最長 2 年（平
成 25 年 3 月末日）まで更新可能とする。」に改める。

照会先 職業安定局総務課

中央職業安定監察官室

主任 村上

副主任 長島

計画係 井上・今村

TEL 03-5253-1111 (内線 5729・5737)

FAX: 03-3502-2606